

日医発第 1936 号(地域)

令和 6 年 1 月 3 1 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 釜 菡 敏

(公印省略)

令和 6 年能登半島地震の発生に伴う各看護師等養成所の対応について

今般、厚生労働省医政局看護課より都道府県衛生・医務主管部（課）宛に、令和 6 年能登半島地震に伴う看護師等養成所の対応に関する事務連絡が発出されましたので、取り急ぎお送り申し上げます。

本事務連絡は、被災地域の看護師等養成所に在学中の看護学生、受験生、入学予定者（被災した者であって被災地域以外の看護師等養成所へ入学する予定の者を含む）について、入学者選抜や入学手続き、修学継続、転学等における配慮を求めるものです。

併せて、医療関係職種等の国家試験の受験資格並びに学校養成所等の運営等に関する事務連絡（1 月 12 日付文部科学省・厚生労働省各局連名）もお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますとともに、関係の医師会立看護師等養成所へご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和6年1月29日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局看護課

「令和6年能登半島地震の発生に伴う各看護師等養成所の対応について」
の送付について

表記について、別添のとおり各都道府県衛生・医務主管部（課）あてに事務連絡を致しましたので、御了知願います。

事務連絡
令和6年1月29日

都道府県衛生・医務主管部（課） 御中

厚生労働省医政局看護課

令和6年能登半島地震の発生に伴う各看護師等養成所の対応について

「令和6年能登半島地震の発生に伴う医療関係職種等の国家試験の受験資格並びに学校、養成所及び養成施設の運営等に係る取扱いについて」（令和6年1月12日付け文部科学省初等中等教育局・高等教育局並びに厚生労働省医政局、健康・生活衛生局、社会・援護局及び社会・援護局障害保健福祉部事務連絡）において、被災した地域の医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学に不利益が生じることがないように、医療関係職種等の国家試験（准看護師にあつては各都道府県が行う試験。以下同じ。）の受験資格及び学校養成所等の運営等について弾力的に取り扱うようお願いしたところです。

看護師等の養成においては、看護職員の確保のため特段の配慮が必要であると考えており、被災した地域の看護師等養成所に在学中の学生（以下「看護学生」という。）、被災した地域の看護師等養成所への受験者（以下「受験生」という。）並びに令和6年4月に被災した地域の看護師等養成所に入学する予定の者及び被災した者であつて被災した地域以外の看護師等養成所に入学する予定の者（以下「入学予定者」という。）について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、管内の看護師等養成所への周知をお願いします。

記

1. 入学者選抜、入学手続き等における配慮

- ・被災した受験生の立場を最大限考慮し、受験機会を確保する観点から、追加試験の実施等の柔軟な対応について検討すること。
- ・出願書類の遺失、郵便物の遅延等が想定されることから、出願手続きについて出願期間の延長や出願手続きの弾力化など柔軟に対応すること。
- ・被災した入学予定者に対しては、入学手続き期間の延長や、初年度納付金等の徴収猶予・減免など、看護師等養成所の実情に応じて取り得る措置について検討すること。
- ・入学金等の取扱いについては、地域医療介護総合確保基金が使用できる場合があるので各都道府県と相談すること。

2. 修学継続における配慮

被災した学生の次年度以降の修学を支援するため、授業料等の徴収猶予・減免など、看護師等養成所の実情に応じて取り得る措置について検討すること。

3. 転学等における配慮

被災地域の看護師等養成所の入学予定者や看護学生が、他の地域の看護師等養成所への入学先の変更や転学を希望することも想定されることから、これらの者の入学先の変更や転学についても、当面の間弾力的に取り扱うこと。また、授業の再開が当面困難となる看護師等養成所がある場合には、入学予定者及び看護学生の修学の機会を確保する観点から、特段の配慮をすること。

なお、転学等の詳細については下記の点を踏まえること。

1) 現状の把握

- (1) 各看護師等養成所は、転学等希望者の受入れについて、教育環境等を十分に勘案の上、受入れ可能な人数を検討すること。
- (2) 各看護師等養成所は、令和6年能登半島地震により被災した入学予定者及び看護学生に係る転学等希望者の状況について適切に把握すること。

2) 転学等の調整等

- (1) 転学等希望者を受入れることが可能な看護師等養成所は、別紙1によりその所在地の都道府県を通じて以下の登録先に受入れ登録を行うこと。

(登録先)

石川県健康福祉部 医療対策課 管理・看護グループ

メールアドレス e150900a@pref.ishikawa.lg.jp

- (2) 転学希望者のいる看護師等養成所は上記登録先から受入れに関する情報等の提供を受け、転学希望者等に対して適切な情報提供を行うとともに、転学等希望者の希望を踏まえて受入れ先を確保すること。また、都道府県はこれによって看護学生が不利益を被らないように調整を行うこと。
- (3) 転学等希望者を受入れた看護師等養成所は、速やかに別紙2により所在地の都道府県に報告すること。
- (4) (3)により報告を受けた都道府県は、別紙2の写しを厚生労働省医政局看護課に提出すること。

3) 留意事項

看護師等養成所が転学等希望者を受入れる場合は、同種同課程において認めることとし、以下の通り取り扱うこととするので留意すること。なお、この取扱いについては、転学等希望者が転学等により各課程を修了するまでの間の措置とすること。

(1) 入学資格の確認について

転学を希望する看護学生について現に看護師等養成所に在籍していることを在籍証明書等により確認することが困難な場合や入学先の変更を希望する入学予定者について合格通知等により入学資格を有することを確認することができない場合は、例えば、本人による履修状況等の申告書と関係者の証明書を組み合わせる等、代替の方法で確認して差し支えない

こと。

(2) 学則について

転学等希望者の受入れにあたっては、今般の災害の規模に鑑み、学則の規定にかかわらず柔軟な対応を検討すること。

また、令和6年能登半島地震の被災に関連した入学者選抜試験、入学及び転学等に関して、学則を弾力的に運用する場合は、学則の変更は事後に行っても差し支え無いこと。

(3) 同時に授業を行う学生数について

「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」(昭和26年文部省・厚生省令第1号)第2条第5号、第3条第5号、第4条第1項第5号、第2項第5号及び第5条第5号において、各授業科目について同時に授業を行う学生等の数は40人以下であることを原則としているが、転学等希望者を受入れるに場合にあっては40人を超えて差し支え無いこと。また、看護学生及び入学予定者を受入れた結果、看護師等養成所の定員数を超えることになったとしても、定員数変更の承認申請は必要としないこと。

なお、転学等希望者の受入れにあたっては、授業の方法、施設、設備等の諸条件について教育効果を十分に挙げられるような対応を講じられたいこと。

令和6年能登半島地震被災養成所の看護学生の受入れ登録

以下の通り、被災した看護学生の入学・転学を受け入れることが可能ですので登録します。
 ※複数の課程で受入れが可能な場合、課程毎の登録をお願い致します。

1. 養成所の概要

養成所名：

課程名：

代表者：

所在地：

2. 受入れ人数

課程名： _____ (修業年限： _____ 年)

学年	定員数	在籍者数	受入れ可能人数
第1学年	人	人	人
第2学年	人	人	人
第3学年	人	人	人
第4学年	人	人	人
合計	人	人	人

3. 受け入れる看護学生に適用する授業料等について

- (1) 入学金、授業料（減免措置の有無とその内容、額面など）
- (2) 奨学金（有無とその内容など）
- (3) 宿舎（利用可否、費用負担など）
- (4) その他

4. 連絡方法及び担当者

担当者氏名：

連絡先：

電話：

メールアドレス：

令和6年能登半島地震被災養成所の看護学生の受入れ状況

以下の通り、被災した看護学生の入学・転学を受け入れましたので報告します。
 ※複数の課程で受入れが可能な場合、課程毎の登録をお願い致します。

1. 養成所の概要

養成所名：

課程名：

代表者：

所在地：

2. 受入れ人数（令和6年____月____日時点）

課程名：_____（修業年限：_____年）

学年	定員数	在籍者数	受入れ人数	合計
第1学年	人	人	人	人
第2学年	人	人	人	人
第3学年	人	人	人	人
第4学年	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

3. 受け入れた看護学生の内訳

養成所名（※1）	養成所所在地	学年	人数	備考（※2）

※1 受け入れた看護学生が在籍していた若しくは入学予定であった養成所名

※2 養成所の被害状況等を記入

4. 受け入れた看護学生に適用する授業料等について

(1) 入学金、授業料（減免措置の有無とその内容、額面など）

(2) 奨学金（有無とその内容など）

(3) 宿舍（利用可否、費用負担など）

(4) その他

5. 連絡方法及び担当者

担当者氏名：

連絡先：

電話：

メールアドレス：

事務連絡
令和6年1月12日

各

都道府県教育委員会
指定都市教育委員会
都道府県私立高等学校担当部局
都道府県私立特別支援学校担当部局
国公立大学
都道府県衛生・医務主管部局
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局
厚生労働省健康・生活衛生局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

令和6年能登半島地震の発生に伴う医療関係職種等の国家試験の受験資格並びに学校、養成所及び養成施設の運営等に係る取扱いについて

令和6年能登半島地震の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学に不利益が生じることがないように、医療関係職種等の国家試験（准看護師にあつては各都道府県が行う試験。以下同じ。）の受験資格及び学校養成所等の運営等について、下記のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、国公立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等に対して周知いただきますようお願いいたします。なお、今後の被災の状況に応じて、順次、本通知に加えて必要な取扱いを検討する予定です。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

記

1. 受験資格に係る取扱い

(1) 今般の地震への対応により、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間を履修して卒業した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。

(2) 被災した地域に関わりのある学生等については、地震の影響により、他の学生等より修業が遅れることが想定される。

こうした場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間を履修して卒業した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。

(3) (1) 及び (2) の取扱いは、学校養成所等における教育内容の縮減を認めるものではないことから、学校養成所等にあつては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

2. 学校養成所等の運営に係る取扱い

(1) 被災した地域の学校養成所等にあつては、地震の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生等と影響を受けていない学生等の間に、修学の差が生じることがないように配慮すること。

(2) 被災した地域の学校養成所等にあつては、地震の影響により、教員の不足や施設・設備の破損等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。

こうした学校養成所等においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

(3) 被災した地域の学校養成所等にあつては、地震の影響により実習施設の変更が必要となることが想定される。

実習施設の変更を検討した結果、実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、突発的な地震を受けた対応であることにかんがみ、事後的に申請を行うことを認めるなど、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。

なお、実習施設の変更を検討したにもかかわらず、なお実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいでの実習や、実習に係る時間の一部について、実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

3. 本事務連絡の対象職種

本事務連絡において示した取扱いは、以下の医療関係職種等の国家試験の受験資格及び学校養成所等の運営等に適用すること。

- ・ 保健師
- ・ 助産師
- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 歯科技工士
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士
- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ 柔道整復師
- ・ 管理栄養士
- ・ 栄養士
- ・ 調理師
- ・ 製菓衛生師
- ・ 理容師
- ・ 美容師
- ・ 社会福祉士
- ・ 介護福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 公認心理師

なお、上記に列挙されていない医師、歯科医師及び薬剤師の国家試験の受験資格については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、それぞれ、医学、歯学又は薬学の正規の課程（薬学にあつては学校教育法第 87 条第 2 項に規定するものに限る。以下「6 年制課程」という。）を修めて卒業した者に与えられるところであるが、大学の単位の認定等の弾力化に係る取扱いについては通知（「令和 6 年能登半島地震により被災した学生への配慮等について」（令和 6 年 1 月 10 日付け文部科学省高等教育局長通知））において示されており、これらに沿った運用がなされた正規の課程を卒業した者

については、従来どおり、それぞれ、医師、歯科医師又は薬剤師の国家試験の受験資格が認められること。

また、薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定に基づく受験資格の認定に当たっては、通知等において示されている取扱いに沿った運用により薬学の正規の課程を卒業した者、大学院の修士又は博士の課程を修了した者及び薬学実務実習を履修した大学において6年制課程に必要な科目の単位を修得した者については、薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成16年厚生労働省令第173号）第1条第1項第1号から第3号までのそれぞれ該当する要件を満たすものとして取り扱われること。

【担当】

文部科学省 03-5253-4111（代表）

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室
（内線：2383（助成係））

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
（内線：3716（指導係））

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課
（医師・歯科医師）（内線：3306（医学教育係））
（薬剤師）（内線：3326（薬学教育係））
（保健師・助産師・看護師）（内線：2508（看護教育係））
（その他の職種）※（内線：2508（医療技術係））

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師、社会福祉士・介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局
（保健師・助産師・看護師・准看護師）（内線：2594（看護課））
（救急救命士）（内線：2550（地域医療計画課））
（歯科衛生士・歯科技工士）（内線：4141（歯科保健課））
（その他の職種）（内線：2568（医事課））

厚生労働省健康・生活衛生局

（製菓衛生師）（内線：2492（総務課））
（管理栄養士・栄養士・調理師）（内線：2972（健康課））
（理容師・美容師）（内線：2437（生活衛生課））

厚生労働省社会・援護局

(社会福祉士・介護福祉士) (内線：2845 (福祉基盤課))

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

(精神保健福祉士) (内線：3064 (精神・障害保健課))

(公認心理師) (内線：3113 (精神・障害保健課))